様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2024年　11月　1日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ほっかいどうそうごうぎじゅつけんきゅうしょ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社北海道総合技術研究所  （ふりがな）　　　　かやば ひろてる  （法人の場合）代表者の氏名　萱場 央輝  住所　〒060-0061  北海道札幌市中央区南一条西１０丁目３番地  南一条道銀ビル３階  法人番号　2430001021958  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社北海道総合技術研究所　DX推進方針 | | 公表日 | 2024年　11月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ＨＰで公表（DX推進方針の公表）  <https://www.hit-giken.jp/about/dx2/>  にて以下のリンク情報を掲載し、リンク先の文書内にて公表  <https://www.hit-giken.jp/wp-content/uploads/2024/10/dx_20241027.pdf>  記載箇所：『DX推進方針 』＞『経営ビジョン・ビジネスモデル　(3)経営ビジョン、 (4)ビジネスモデルの方向性』P.2 | | 記載内容抜粋 | ＜当社の経営ビジョン＞  ◆当社の経営ビジョンは、お客様の経営ビジョンに寄り添い、「私たちの未来に向けたサービスで、お客様のDX戦略（＝データとデジタル技術を活⽤する戦略）を実現し、持続可能な社会をつくる」ことです。  ＜ビジョン実現のためのビジネスモデルの方向性＞  ◆お客様の「DX戦略実現を支援するサービス」の提供  ・DX戦略を推進したいお客様のDX課題の検討からデジタル調達、システム運用、保守管理、業務運営（BPO）まで当社がトータルで支援するサービスを提供します。  ◆お客様のDX推進における課題を解決  ・当社サービスにより、「お客のDX戦略の検討やDX推進の支援要請（機会）」に対応し、お客様のDX戦略を実現します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | DX推進方針は、取締役会にて承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社北海道総合技術研究所　DX推進方針 | | 公表日 | 2024年　11月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ＨＰで公表（DX推進方針の公表）  <https://www.hit-giken.jp/about/dx2/>  にて以下のリンク情報を掲載し、リンク先の文書内にて公表  <https://www.hit-giken.jp/wp-content/uploads/2024/10/dx_20241027.pdf>  記載箇所：『DX推進方針 』＞『DX戦略　(1) 当社のDX戦略、(2)DX戦略の実現のために』P.3 | | 記載内容抜粋 | ＜当社のDX戦略＞  ◆お客様の「DX戦略実現を支援するサービス」の提供  ・お客様のDX戦略の推進をプロジェクトのスタートから業務運用まで一気通貫で支援する新サービスを提供します。  ・これまでのDX推進のプロジェクトでは、上流、中流、下流の各工程に複数のコンサルタントやベンダーが入り、役割分担して進めることが多く、情報伝達作業や再確認など工程の重複やコミュニケーション不足による作業の手戻りなどのロスが発生していました。  ・当社の新サービスでは、一気通貫で支援する責任体制とデータで管理するプロジェクト管理により、DX戦略実現プロジェクトの確実なマネージメントを可能とし、目標達成、納期遵守、ローコストなサービス提供を実現します。  ＜DX戦略の実現のための、データ活用＞  ◆新しい価値の提供  ・サービス提供のために、最先端のデジタル技術やノーコードツールを導入し、ナレッジ蓄積とデータのAI活用を可能にする社内向けの業務インフラを構築します。  ・社員はこのインフラを徹底して活用し、お客様の社内データの活用など新しい価値による提案サービスを実現します。  ◆提案力の向上  ・社内業務の生産性を高めるクラウドツールを導入し、社内の業務改革を重ね、生産性の向上と共に活用事例を蓄積し、DX課題解決の提案力を高めます。  ・各種申請業務（勤怠管理、経費精算、支払管理、プロジェクト管理）  ・社内・外部とのコミュニケーション管理、業務改革のノウハウやナレッジ管理、名刺管理、電子帳簿保存 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | DX推進方針は、取締役会にて承認 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ＨＰで公表（DX推進方針の公表）  <https://www.hit-giken.jp/about/dx2/>  にて以下のリンク情報を掲載し、リンク先の文書内にて公表  <https://www.hit-giken.jp/wp-content/uploads/2024/10/dx_20241027.pdf>  記載箇所：①『DX推進方針 』＞『DX戦略の推進 (1)、(2)』P.4、②『DX推進方針 』＞『DX戦略(2) ｳ) 人的資産を活用したサービス提供体制の構築』P.3 | | 記載内容抜粋 | ＜DX戦略推進の体制・組織＞  ◆DX推進室の設置  代表取締役社長直下の独立部門としてDX推進室を設置し、DX推進室長（Chief Digital Officer）を任命し、当社のDX戦略推進プロジェクトの推進統轄責任者とします。  ・DX推進室長は、経営者と定期的にコミュニケーションし、プロジェクトの課題を共有します。  ・DX推進室長は、IT に関する統括責任者（Chief Information Officer）を兼務します。  ・IT に関する統括責任者は、取締役会や月次経営会議の場において、最新のデジタル技術の選定基準や新たな活用事例に関する情報交換を定期的に実施します。  ◆DX戦略推進プロジェクトのリーダーを以下の統轄責任者に、任命します。（兼務）  ・社内インフラ整備など技術の統括責任者（Chief Technology Officer ）  ・ナレッジの蓄積とデータ活用に関するデジタルツールの導入や業務ツール構築の統轄責任者（Chief Data Officer）  ◆メンバーは、各事業部よりDX推進リーダーを選出し、具体的なDX推進を行います。  ◆設置当初は、外部コンサルタントと協業し、DX推進体制構築や人材育成を実施します。  ＜DX戦略推進の人材育成・確保＞  ◆現状、DX推進に必要な、デジタル人材の育成を奨励しています。  ・毎年、社員のスキルの可視化のため、社員のデジタルスキルマップを更新し、キャリアプランの支援に役立てています。  ・IPAの情報処理試験などDX戦略の実現に関連する資格を取得後には、資格手当を支給し、社員のリスキリングやリカレント教育へのインセンティブとしています。  ・当社では、新しい挑戦を促すとともに、継続的にかつ積極的に挑戦していこうとするマインドセット醸成を目指し、お客様の経営に大きな貢献ができた活動を認定し、社員を表彰し社長賞を付与しています。「お客様の課題に積極的に関わり、一緒に課題解決を実現する」そのような企業文化の醸成を目指しています。  ◆人的資産を活用したサービス提供体制の構築  ・ 特に中小企業が進めるＤＸ戦略の推進においては、デジタルの調達に加え経営者のリーダーシップへの支援、ベテラン社員の説得、ローコスト化が重要な支援項目になることから、ＩＴ構築のスキルや業務ノウハウが豊富な当社のシニア社員からスペシャリストを選抜し､支援する体制を構築します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ＨＰで公表（DX推進方針の公表）  <https://www.hit-giken.jp/about/dx2/>  にて以下のリンク情報を掲載し、リンク先の文書内にて公表  <https://www.hit-giken.jp/wp-content/uploads/2024/10/dx_20241027.pdf>  記載箇所：『DX推進方針 』＞『DX環境整備』P.5 | | 記載内容抜粋 | ＜最新の情報処理技術の環境整備の方策＞  ◆スケジュールについて。  ・DXに投じる資金はコストではなく、価値創造に向けた投資であるという方針のもと、以下のクラウドサービスを候補に置いてお客様のDX戦略実現を支援する体制の構築及び社内の社内のレガシーシステムを刷新し、DX戦略実現を推進するためのDX環境整備を３年以内に完了させます。  ◆DX環境整備を実施します。  ・各種申請業務（勤怠管理、経費精算、支払管理、プロジェクト管理）  ・社内・外部とのコミュニケーション管理  ・ノーコードツール  ◆社内業務インフラを構築します。  ・ノーコードツールの設定・運用ノウハウの蓄積と生産性向上のために、社内にてノーコードツールによる社内業務インフラの構築を実施します。  ・対象は、業務実績とナレッジ管理、名刺管理、電子帳簿保存 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社北海道総合技術研究所　DX推進方針 | | 公表日 | 2024年　11月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ＨＰで公表（DX推進方針の公表）  <https://www.hit-giken.jp/about/dx2/>  にて以下のリンク情報を掲載し、リンク先の文書内にて公表  <https://www.hit-giken.jp/wp-content/uploads/2024/10/dx_20241027.pdf>  記載箇所：『DX推進方針 』＞『成果指標の設定とDX戦略の見直し』P.5 | | 記載内容抜粋 | ＜達成度を測る指標＞  ◆4年間のDX戦略推進の戦略達成指標（KPI）を設定しました。  　　　　｜　ＤＸ支援件数　｜ＤＸスキル保有社員数｜  2024年度｜　　　１件　　　｜　　　　１名 　　　 ｜2025年度｜　　　２件　　　｜　　　　２名 　　　 ｜2026年度｜　　　３件　　　｜　　　　３名 　　　 ｜2027年度｜　　　10件　　　｜　　　　５名 　　　 ｜  ◆推進における課題把握とDX戦略の見直し  経営者は、定期的に戦略達成指標の進捗度、ならびにデジタル技術に係る動向や自社のITシステムの環境整備状況をモニタリングし、課題を把握・分析し、取締役会に諮問、ＤＸ戦略を見直し、推進させます。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　11月　1日 | | 発信方法 | 当社ＨＰで発信（DX推進方針の発信）  <https://www.hit-giken.jp/about/dx2/>  にて公表  記載箇所：2024.11.01付　代表取締役社長メッセージ『DXへの取り組み』 | | 発信内容 | 2024年11月1日付け 代表取締役社長メッセージより抜粋  ◆最初の情報発信「DXへの取り組み」  私たちの考えるＤＸとは、「デジタル技術を活用して、社内外との連携による人材活用や、社員が保有する技術ノウハウや最新業務知識の活用による新しいビジネスの創出を実現し、地域のお客様に新しい価値を提供すること」です。  当社は創立以来「人的資本経営の実現」の考えの元、ＩＴ人材の育成に重点投資してきました。またDXに投じる資金はコストではなく、価値創造に向けた投資であるという認識のもと投資を継続してまいります。  DX戦略の実現によって、お客様へ新たな価値を提供できる企業となり、持続可能な未来社会の創造に向けたサービスを提供したいと考えております。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　8月～9月 | | 実施内容 | ◆IPA「DX推進指標自己診断フォーマット」にて現状の課題を把握。  ※2024年10月にDX推進ポータルより提出 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　1月頃　～　現在 | | 実施内容 | 当社ＨＰで公表（DX推進方針の公表）  <https://www.hit-giken.jp/about/dx2/>  にて以下のリンク情報を掲載し、リンク先の文書内にて公表  <https://www.hit-giken.jp/wp-content/uploads/2024/10/dx_20241027.pdf>  記載箇所：『DX推進方針 』＞『情報セキュリティ』P.6  ＜セキュリティ基本方針と対策＞  ◆情報セキュリティ基本方針を当社ＨＰで公表（情報セキュリティ基本方針）参照  <https://www.hit-giken.jp/security/>  ◆セキュリティの監査等は、以下を実施しています。  ・SECURITY　ACTION二つ星を宣言し、情報セキュリティ基本方針を公表しました。自己宣言ID：41022759217（2024年9月に制定・公表）。  ・ISO27001(情報セキュリティマネジメントシステム)認証の更新と外部監査、内部監査を継続的に実施しています。  ・当社の情報セキュリティ基本方針に基づき、当社に所属する社員、非常勤社員、ビジネスパートナーに対し、計画的にセキュリティ研修を実施しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。